様式ID	NTA0VNX318010010

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）　別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	
贈与者、被相続人の氏名	
認定（贈与・相続）承継会社の名称	

1　一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定(注3、4、5)

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70％以上】	【保有割合】 ％
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75％以上】	【運用収入割合】 ％

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）　令和＿＿年＿＿月＿＿日
（令和＿＿年＿＿月＿＿日～令和＿＿年＿＿月＿＿日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※　令和＿＿年＿＿月＿＿日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の保有／運用収入割合　＿＿＿＿＿＿％

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）　令和＿＿年＿＿月＿＿日
（令和＿＿年＿＿月＿＿日～令和＿＿年＿＿月＿＿日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

○　（注１）から（注５）までについては、記載要領等を参照してください。　（R8.9）